

---

監 査 委 員

---

17年監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、平成16年度に執行した警察の捜査報償費及び捜査旅費に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成17年 1月21日

京都府監査委員	林 田	洋
同	明 田	功
同	道 林	邦 彦
同	村 山	佳 也

## 警察の捜査報償費及び捜査旅費に係る監査結果

## 第1 監査に至る経過

監査委員は、平成16年の夏以来、警察の捜査報償費及び捜査旅費について、特別の体制で監査に取り組んできたが、その結果の報告に当たり、まず、この度の監査に至る経過について、その概略を述べる。

## 1 捜査報償費に係る過去の監査とその改善

毎年行う定期監査及び毎月行う例月出納検査を通じて、警察本部の監査については、旅費を含むすべての費目にわたって証拠書類の点検等を行ってきたが、その中で捜査報償費については、他の費目と異なり、その性格が緊急性、秘匿性を有する特殊なものであり、その内容が明らかになると情報提供者等の生命の安全や捜査に多大の支障が生じるとの警察本部の主張もあり、過去の監査において、その証拠書類等の確認を受検機関との信頼関係に基づき、警察本部の内部点検に委ねてきたところである。

近時、いくつかの都道府県警察における不適正な事例が報じられる中で、監査委員としては平成15年度から従来のあり方より更に踏み込んだ監査をする必要があると認識し、警察本部に対しても協力を強く要請しながら、捜査報償費に係る経理事務制度そのものについて再検証するとともに、証拠書類等の精査を含めた監査を実施することとした。

まず、平成15年11月の例月出納検査における報償費の重点監査の中で、捜査報償費の資金前渡金の精算方法について年度末に一括処理していたものを、京都府会計規則に則り毎月行うよう改善を求めるとともに、重要事件捜査に従事した捜査員に対する激励慰労のための飲食に要する経費、いわゆる激励慰労費の支出について府民理解が得られるものかどうか検討するよう問題提起を行った。

これらに対し、警察本部においては、前者については平成16年度から改善がなされたところであり、また後者についても今後執行を自粛するとの方針が表明されたところである。

また、平成16年の2月及び3月には、平成15年度の定期監査の補完調査という位置付けで、刑事部の3課（捜査第一課、捜査第二課及び捜査第三課）について、平成14年度の捜査報償費の執行に係る領収書等証拠書類の調査を行った。

## 2 平成16年度の監査方針

平成16年度の定期監査に当たっては、警察本部すべての部署の捜査報償費について、証拠書類を含め監査していくとの方針で、4月以降取り組んできているところである。

## 3 京都府警察本部の捜査報償費等に係る報道

平成16年6月以降、国費捜査旅費について「捜査員の個人口座の通帳などを上司が一括保管し、流用していた。」との報道に続き、府費の捜査旅費についても「一括保管、流用の事実があった。」との報道があった。さらに、捜査報償費について「捜査部門の一部の部署で、かつて捜査報償費の一部が裏金としてプールされ、慰労会や慶弔費、幹部の交際費、幹部の饗別等に流用されていた。」など警察本部の公金取扱いを巡って疑惑報道があったところである。

## 4 監査委員としての対応

このような一連の経過の中で、監査委員としては、捜査報償費については、これまでの対応に加え、更に徹底した監査の必要があると考え、また知事からの監査の実施についての強い要請も踏まえ、地方自治法第199条第5項による監査を実施することとした。

また、捜査旅費については、警察本部の定期監査及び平成15年度の決算審査のための通常の監査に加え、特別の体制で集中的な監査を行うこととしたが、その後における警察本部の内部調査の進展状況も踏まえる形で更に補完的な調査を行った。

なお、平成15年度の決算審査については、「平成15年度京都府歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書」の中で、「警察本部に係る平成15年度の決算については、各種帳票、関係者からの聴取り等により審査を行った限りにおいては、特に付すべき意見はない。なお、警察に係る捜査報償費や旅費の執行については、監査委員として改めて調査を行うこととし、現在調査を継続しているところであることを付言しておく。」との意見を付けて、知事に提出したところである。

## 第2 捜査報償費

## 1 監査の趣旨

警察の捜査報償費については、他の都道府県における不適正な事例が判明する中で、これまで重大な関心を持って監査に臨んできたが、平成16年7月末以降、京都府の捜査報償費についても疑惑の報道がなされたところである。監査委員としては、更に徹底した監査が必要であると判断し、また知事からの監査の実施についての強い意向も踏まえ、地方自治法第199条第5項の規定による監査を実施した。

## 2 監査対象機関

京都府警察本部刑事部各課

3 監査対象

平成11年度から平成15年度までの間に支出された府費の捜査報償費

4 監査実施期間

平成16年 9月 1日から平成17年 1月13日まで

5 監査実施方法

捜査報償費が本来の目的に添って適正に執行されているかどうかという視点で、次のような方法で監査を行った。

- (1) 監査対象のすべての関係帳簿及び書類等について調査をし、平成11年度から15年度までの執行分を用途別に整理し（総件数11,820件）これらについて確認、照合し、データの収集、分析を行った。
- (2) (1)の情報のうち特異なものについて、次のような抽出調査を行った。
  - ア 遠隔地で行われた支払事例（105件）について旅行命令との突合調査
  - イ 協力者等との接触に要する経費等で金額が高額な事例等（51件）について支払先店舗に出向き、領収書等の確認
- (3) 上記の情報を基に、報道されたような不正行為の有無も含め、全般的な事項については警察本部総務部長等から、個別の事項については担当した関係職員（退職者を含め70名）から、直接聴取り調査を実施した。

6 捜査報償費の概要

捜査報償費は、犯罪捜査等に従事する捜査員が、捜査対象者に関する聞き込み、張り込み、尾行等に伴う交通費、有料施設への入場料、車両等の借り上げ費、連絡のための通信費等のほか、情報提供者等との接触や謝礼に必要な経費である。

この経費は、性質上、特に緊急を要し、正規の手続を経ては事務に支障を来したり、秘密を要するため、通常の支出手続を経ることができないことから、特に現金での取扱いが許されているものである。

捜査報償費は、府の予算科目においては、第9款「警察費」、第2項「警察活動費」、第1目「警察活動費」に計上されている。

各年度ごとの警察本部全体の予算額及び支出額などは、次表のとおりである。

警察本部全体の捜査報償費の支出額等 (単位:円)

区 分	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
当初予算額	56,855,000	52,790,000	52,790,000	52,790,000	41,290,000
最終予算額	56,750,339	50,791,997	33,122,000	33,949,000	31,290,000
支 出 額	56,750,339	50,791,997	30,656,000	29,812,205	26,641,924
うち刑事部支出額	12,799,277	12,193,349	10,422,653	8,904,336	7,006,480

捜査報償費の執行手続は、まず、毎月「取扱責任者」である警察本部長が「取扱者」である課長等からの交付申請に基づき交付額を決定し、支払手続の指示を行う。

出納機関で支出決定がなされ、必要な資金が資金前渡吏員（警察本部会計課長）の口座に振り込まれ、現金化された後、「取扱者」に交付される。

交付された現金は「取扱者の補助者」である次席等により管理され、「一般捜査費」と「捜査諸雑費」という経費に分類され、それぞれ異なった方法により執行がなされる。

「一般捜査費」は、執行の必要がある都度、捜査員から事前に交付申請がなされ、交付額を決定した上で現金が交付され、その都度精算が行われる通常の手続であり、平成12年度以前は、この方式しかなかった。

これに対して、すべての経費についてこのような方式をとるのは、捜査員にとっては使用しにくい面があることから、平成13年度に新たな制度が設けられた。それが「捜査諸雑費」であり、あらかじめ月初めに「中間交付者」である警部等を経由して、各捜査員に一定の金額が交付される。捜査員はその現金を管理するとともに、執行頻度が多かつ少額なものとしてあらかじめ定められた使途や金額の範囲内（1件当たりおおむね3,000円程度）において、捜査員の判断で支出し、月末に精算を行い、残金が返納される。

(別図1「捜査報償費の現金の流れ」参照)

刑事部の捜査報償費の支出方法別の支出額は次のとおりである。

支 出 方 法 別 の 支 出 額 等 (単位:円)

区 分	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	合 計
一般捜査費	1,011	837	306	267	126	2,547
捜査諸雑費	—	—	2,141	3,420	3,712	9,273
合 計	1,011	837	2,447	3,687	3,838	11,820
	12,799,277	12,193,349	10,422,653	8,904,336	7,006,480	51,326,095

(注) 上段は件数、下段は金額。

## 7 監査結果

## (1) 使途別支出額の状況

今回の監査において、刑事部の平成11年度から平成15年度までの捜査報償費を一件ごとに使途の分類調査を行った結果は次のとおりであるが、平成13年度以降その使途が大きく変化していることが明らかになった。

平成11年度及び平成12年度については、情報提供者等への現金謝礼が金額で96%を占め、その他は1,000円程度の喫茶店での接触費と少額の電話代となっていたが、13年度には現金謝礼の金額が50%と大幅に減少し、それに代わり接触費が19%、物品での謝礼が15%を占めるなど使途は大きく変化し、捜査報償費全体の支出額も減少しているため、現金謝礼については、平成11年度からみて平成13年度では57%の減少、平成15年度では89%の減少となっている。

使 途 別 支 出 額 の 状 況 (単位：円)

区 分	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	
情報提供者等に対する謝礼	現金	563	463	190	153	75
		12,340,000	11,665,000	5,251,590	3,495,000	1,406,200
	物品	0	1	637	1,115	960
		0	1,575	1,585,038	2,537,325	1,998,201
情報提供者等との接触到要する経費(飲食費)	330	275	901	831	1,038	
	366,597	407,744	2,028,928	1,643,256	1,923,142	
聞込み、張込み、追尾等に要する経費	交通費	115	97	369	1,033	1,301
	通信費	1,230	2,030	323,643	388,295	498,815
	補食費	2	0	307	519	391
	その他	3,250	0	441,196	538,349	440,094
捜査員等に対する激励慰労費	1	1	2	1	3	
	88,200	117,000	724,814	246,000	573,000	
情報提供者等の交通費、その他捜査に要する経費		0	0	41	35	70
		0	0	67,444	56,111	167,028
合 計	1,011	837	2,447	3,687	3,838	
	12,799,277	12,193,349	10,422,653	8,904,336	7,006,480	

(注) 上段は件数、下段は金額。

このように大きく変化した理由について、聴取り調査で警察本部総務部長や捜査員等から 近年、犯罪発生件数が増加し、現場の捜査員が初動捜査に手を奪われていること、 警察に対する各種相談の処理に多くの負担が伴い、協力者を設定して計画的に取り組むべき内偵捜査や余罪捜査が低下してきていること、 科学捜査が進展してきたことに伴い、協力者による捜査が低下してきていること、 国民の警察に対する協力意識が希薄化してきていること、などが挙げられている。しかし、なぜ平成13年度を境に急激に変化したのかということについては、更に解明が必要である。

## (2) 支出関係書類の状況

現金出納簿、捜査費交付書兼支払精算書、捜査費支出伺、支払伝票などの関係するすべての帳票を一件ごとに調査したところ、領収書の添付されていないものがあったこと及び捜査協力者等の氏名など一部非開示の処置がなされていたところがあったものの、各帳票間の数字は突合しており、指摘すべき不適正な処理と認められるものはなかった。

情報提供者等に対する現金謝礼の証拠書類の状況は次表のとおりである。

現 金 謝 礼 の 証 拠 書 類 の 状 況 (単位：円)

区 分	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	
領収書なし	420	323	39	23	12	
	9,935,000	8,470,000	1,215,000	540,000	237,000	
領収書あり	143	140	151	130	63	
	2,405,000	3,195,000	4,036,590	2,955,000	1,169,200	
	住所・氏名非開示	80	85	51	60	15
		1,785,000	2,125,000	1,660,000	1,563,000	350,000
	住所のみ非開示	63	55	97	67	48
	620,000	1,070,000	2,360,000	1,338,000	819,200	
全部開示	0	0	3	3	0	
	0	0	16,590	54,000	0	
合 計	563	463	190	153	75	
	12,340,000	11,665,000	5,251,590	3,495,000	1,406,200	

(注) 上段は件数、下段は金額。

現金謝礼の領収書については、添付されていない件数の割合は、平成11年度が75%、平成12年度が70%、平成13年度以降は約20%となっている。

また、事務局の予備調査時、捜査上の秘密を保持するため、領収書の住所・氏名が記載されている箇所にマスクテープによる非開示の処置がなされていたが、その内訳は上記のとおりである。

現金謝礼以外の証拠書類の状況は次表のとおりである。

現金謝礼以外の証拠書類の状況 (単位:円)

区 分	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
領収書なし	383	278	126	521	498
	249,195	154,407	68,153	167,034	174,128
メモ等あり	22	1	74	409	684
	250	20	21,772	99,366	255,187
領収書あり	43	95	2,057	2,604	2,581
	209,832	373,922	5,081,138	5,142,936	5,170,965
合 計	448	374	2,257	3,534	3,763
	459,277	528,349	5,171,063	5,409,336	5,600,280

(注) 上段は件数、下段は金額。「メモ等あり」は、少額の通信費で支払伝票などに電話した回数などが記載されているもの。

現金謝礼以外の領収書については、添付されていない件数の割合は、平成11年度が86%、平成12年度が74%、平成13年度以降は、捜査諸雑費制度が設けられたことから、電話代等少額な経費の件数が極端に増加したため、添付されていない件数もそれに伴って増加したが、件数の割合としては1割程度、金額の割合では3%となっている。

### (3) 関連する調査

事前調査の中で把握した情報により、次の項目について、更に詳細な調査を実施した。

#### ア 旅行命令との突合調査

捜査報償費の支払が遠隔地（近畿圏外：福井県、岐阜県、愛知県、岡山県、鳥取県以遠）で行われていることが確認できたものについて、旅行命令との突合を行った。その結果は、次のとおりであり、すべて確認ができ、問題はなかった。

確認対象件数 105件

うち旅行命令票等で確認できたもの 104件

うち旅行命令がなされておらず、捜査報告書で確認できたもの 1件

（捜査本部へ応援にきていた警察署の捜査員が公用車で出張したが、当該警察署での旅行命令を失念していたもの。これについては、追給の手続がとられた。）

#### イ 支払先調査

情報提供者等との接触や物品購入のために利用された店舗等に対する支払の中から、金額が高額なもの、利用頻度が高いもの、領収書の確認が必要と思われるものについて、51件（店舗件数47件）を抽出し、精査することとした。

これらについて、各店舗に出向き、所在、店舗の形態、支払伝票に添付された領収書を示しての真偽の確認などを行った。

その調査結果は次のとおりであった。

調査したすべての店舗の存在は確認できた。

店舗の形態などと比較し、支払内容が不自然なものはなかった。

調査した範囲内において、例えば領収書の偽造など不正を疑わせるようなものは見受けられなかった。

#### ウ 情報提供者等への照会調査

この調査の実施に当たっては、警察本部から捜査協力者等の住所、氏名の情報の提供を受ける必要があり、警察本部に協力を求めたが、後述するような理由で協力を得ることができず、調査の実施は不可能であった。

### (4) 関係職員からの聴取り調査

次のとおり6日間で計75名に対して監査委員の聴取り調査を実施した。

#### ア 警察本部総務部長等（5名）に対する聴取り調査

一般的な事項に関する主要な事項について、次のとおり説明がなされた。

#### （ア）捜査報償費等の適正執行に関する措置について

警察本部では、毎月所属から捜査費証拠書類を送付させ、計数や用途の妥当性について書面で検査を行うとともに、平成16年1月からは捜査員からの聞き取り調査を行い、その必要性及び執行内容について確認を行っている。

現金謝礼の領収書の扱いについては、警察庁の指導で、平成16年度以降は、本人以外の名義によるものは徴取せず、どうしても徴取できない場合は、住所、氏名、金額、支払理由及びその状況等を具体的に記載した報告書を添付すること、また、特段の支障がない限り、領収書に宛名（現金を支払った捜査員名又は所属名）を記載してもらうこととされている。

(イ) 平成13年度を境に捜査報償費の使途が激変している理由について

捜査費は、その時々治安情勢や捜査重点、捜査体制等により異なることから、一概にその理由、原因は説明できないが、一般的には次の事項が原因ではないかと考えられる。

近年、犯罪発生件数が右肩上がり増加し、現場の捜査員が初動捜査に手を奪われていること。

国民から警察に寄せられる各種相談の受理件数が増加の一途をたどり、内容も複雑・多岐にわたっており、その処理に多くの負担が伴うなど、協力者を設定して計画的に取り組むべき内偵捜査や余罪捜査が低下してきていること。

科学捜査が進展してきたことに伴い、従来のような協力者による捜査が低下してきていること。

現在社会における都市化、核家族化、価値観の多様化等の影響が背景となって、国民の警察に対する協力意識が希薄化してきていること。

(ウ) 情報提供者等への照会調査についての府警察本部の見解について

次の理由により、情報提供者等への照会調査については消極的であり、協力することはできない。

情報提供者等には、警察との関係を知られたくない場合や、警察への協力が明らかになれば、協力者本人やその家族に危害が及ぶことを恐れる者が多いこと。

情報提供者等の中には、現場の捜査員を信頼し、捜査員との個人的な信頼関係に基づいて協力している者が少なくないこと。

警察に協力した事実が公になることになれば、警察に対する協力者が減少する可能性があること。

(エ) その他監査委員監査の対応についての府警察本部の見解について

捜査費の証拠書類に記載されている個人に関する情報や事件捜査に係る情報等については、個人のプライバシー保護はもちろんのこと、犯罪捜査等の警察活動に支障が生じることのないよう配慮する必要がある。

しかし、監査委員の監査に真摯に対応し、予算の執行状況について十分な検証がなされることは重要なことであり、その内容については個別に検討し、可能な限り非開示の措置をとらないよう配慮したものである。

また、捜査員の聴取り調査については、捜査費の取扱者、取扱補助者又は中間交付者による説明をもってしても心証が得られない場合には、特段の業務上の支障がない限り応ずることとする。

イ 捜査員等（70名）からの聴取り調査

各年度、各課ごとに当時情報提供者等への現金謝礼の取扱いが多い捜査員などを中心に対象者を選定し、聴取り調査を実施した結果は次のとおりであった。

(ア) 聴取り調査の捜査員等の内訳は、課長・次席25人（うち7人退職者）、捜査員45人（うち2人退職者）であった。

(イ) マスコミ各機関で不適正な支出、管理が報道されたことについて、「自分としては、報道されたようなことは全く知らない。」「自分は適正に処理してきた。」「そんなことが行われていたとは、考えられない。」「疑われて、非常に心外である。」などの意見があり、報道内容を肯定した捜査員等はいなかった。

(ウ) 情報提供者等に対する現金謝礼をしたときの状況や接触したときの状況について、捜査員等から説明がなされた。時間が経過しており、現金謝礼や接触したときの様子について明確な記憶がなかった者もあったが、現金を支払ったとされる捜査員から支払の事実がなかったといったような、不正執行に直接つながるような発言はなかった。

(エ) 平成13年度から使途が大きく変化したことについては、前述した総務部長等の聴取り調査時の説明と同趣旨の説明がほとんどであったが、そのような変化について認識のない捜査員等もあった。

(オ) 現金謝礼先に対して照会調査をすることについては、「情報提供者等の命がかかっているの、やめてほしい。」「情報提供者等との信頼関係の上に成り立っているの、しないでほしい。」など強い拒否反応が示された。

(5) 警察本部の内部改革の状況等

警察本部においては、警察行政の透明性を確保し自浄機能を強化するというという視点から様々な内部改革が進められているが、会計経理の面でも捜査報償費について平成13年度から捜査諸雑費制度が設けられたり、旅費について支給方法を順次個人口座へ振り込む制度に移行するなどの措置がとられてきたところであるが、平成16年1月には「京都府警察における会計事務の監査に関する訓令」が施行され、警察本部内部における捜査費の監査を含めた総合的な会計監査が実施されている。

この監査では、計数の正確性や使途の妥当性等について書面において監査するほか、捜査員からの聞き取り調査を行い、その必要性及び執行内容について確認を行うこととしており、これらを厳格に実施するため、監査室の

体制も強化された。

さらに、各捜査員が捜査報償費の経理を適正に執行できるよう、手引き書の配布、警察学校の課程での指導を行っているほか、次のとおり捜査費の具体的執行基準の指示などを行っている。

捜査諸雑費は、おおむね一件当たり3,000円程度を限度として執行すること。

証拠書類に記載する協力者等の氏名は、実名とすること。

店舗等の発行する領収書は、原則レシートとすること。

領収書の徴取について、平成16年度からは本人以外の名義による領収書は徴取しないこととし、それができない場合は、支払を受けた者の住所、氏名、支払額、支払理由及びその状況等を具体的に記入した報告書を作成することとされた。

また、現金謝礼に係る領収書の徴取に当たっては、特段の支障がない限り、あて名（現金を支払った捜査員名又は所属名）を記載することとされた。

## (6) 結論及び意見

### ア 全般的事項

監査の対象とした捜査報償費に係る支出関係書類等の調査並びに当該調査に基づき抽出して行った旅行命令との突合調査及び接触費や物品購入の支払先調査を実施した限りにおいて、所定の手続に基づき行われ、かつ不整合な部分はなく、不適正な事務処理は確認できなかった。

また、捜査員等から現金による謝礼の必要性、具体的状況、執行後の処理等について、個別に聴取り調査を実施したが、その説明からは不正又は不適正を疑わせるような事実は認められなかった。

### イ 執行状況の再点検と説明責任について

今回の監査に当たっては、警察本部においては特段の協力体制を敷き、真摯に対応されたものと受け止めたがい、それにもかかわらず、次に掲げる点については、執行の事実を明確に確認するには十分な資料がなかったと言わざるを得ず、今後内部調査が進んだ段階で、改めて警察本部から府民に対して説明責任を果たしていく必要があるものとする。

#### ア) 平成11年度及び12年度執行分について

平成11年度から15年度までの5年間にわたる捜査報償費の執行状況を見ると、平成13年度以降執行額が大きく減少している。さらに、「用途別支出額の状況」をみれば、特に「現金による謝礼」の減少が顕著であり、全体の執行額の減少分を遙かに上回る激減ぶりである。

平成13年度以降、「現金による謝礼」の減少分の一定部分は他の用途に振り向けられながらも、その多くの部分は全体の執行額を引き下げる主要因となっていると言える。

一方で「現金謝礼の証拠書類の状況」から、現金謝礼のうち領収書が添付されているものの件数については平成11年度から14年度までそれほど大きな変化はみられないところであり、全体の執行額の減少分は専ら領収書のない現金謝礼によるものと言える。

また、平成12年度以前の現金謝礼の執行には、それに付随する通信費や接触費の組合せ及び領収書が添付できない理由などが極めて典型的、一律的に処理されている事例が多く見受けられるところである。

これらのことは、平成13年度を境に、捜査報償費の用途が個々の捜査状況を一定反映する形で多様なものとなり、また現金謝礼にあっても領収書のないものは相対的に例外的存在になってしまったことを示しており、それだけに平成12年度までの現金謝礼中心主義、しかも領収書が無く執行方法が典型的というパターンが捜査報償費執行の大宗をなしていたという状況については、更に解明の必要性を覚える。

したがって、平成11年度及び12年度の執行状況、特に証拠書類の上で確認できなかった次の部分については、今回監査の対象とした刑事部も含め全部署について、改めて内部調査による点検を要請する。

現金による謝金のうち領収書の添付のないもの

(刑事部の例)

平成11年度 420件 9,935,000円

平成12年度 323件 8,470,000円

#### イ) 平成13年度から平成15年度までの執行分について

平成13年度から平成15年度までの捜査報償費についても、特に領収書の添付のないものを中心に、改めて内部調査により点検を要請する。

#### ロ) 情報提供者等からの聴取り調査について

前記の証拠資料の不足分を補う形で捜査員の聴取りを行ったが、その発言の限りにおいては不適正なものは確認できなかった。

監査委員としては更に捜査報償費の受領者である情報提供者等から直接聴取りをする必要性を感じ、その旨警察本部に再三要請したが、警察への協力が明らかになれば情報提供者等への危害が及ぶおそれがあること、また捜査員との個人的信頼関係に基づくもので今後協力が得られなくなるといった理由により、実現す

るに至らなかった。

監査委員としては、地方自治法上の規定を待つまでもなく、職務上の守秘義務は遵守する姿勢で常に臨んでいるところであり、相互信頼の上に立って、更に情報の透明度を高めるための努力を要請したい。

#### ウ 内部改革の努力と課題

警察本部におけるこの間の様々な内部改革の取組は、財務会計の面からみても透明化に向けて大きな状況の変化を生んでいると率直に評価するものである。また、今回の捜査報償費の問題に当たっても、早々に内部調査チームを設置し、積極的に調査を進めていくこととされているところである。しかし、内部における調査の進捗状況及び今後の見通しを聴く限りにおいては、必ずしも課題の重要性に見合ったテンポで進んでいるとは言い難い状況である。府民の安全・安心を担う警察として、府民の警察への不信感を一日も早く払拭するためにも、早期に調査を進め、府民への説明責任を果たされるよう強く要望する。

#### エ 監査委員として今後の捜査報償費に対する取組姿勢

今回の監査については、知事部局からの事務的な応援も得る中で、監査委員としても捜査員や退職者からの直接聴取りや支払先調査など、これまでの監査にはない初めての試みも行うなど、相当の時間を費やして精力的に行ってきた。

しかしながら、捜査報償費の監査対象としては核心とも言える情報提供者等への接触が制限されるなど監査を進める上での限界もあり、この監査結果が捜査報償費を巡る不透明な部分をいまだ十分に払拭し得ていないことを強く自覚するものである。

上述してきた警察本部に対する幾つかの問題提起は、同時にそのまま監査委員としてのこれからの課題であると認識しているところであり、今後とも警察本部の協力を求めながら、例月出納検査、定期監査等における重点課題として、監査を継続していくこととしたい。

### 第3 捜査旅費

#### 1 監査の趣旨

警察の捜査旅費については、平成16年6月末の京都府警察本部における国費捜査旅費の係での管理・運用の問題に端を発した一連の疑惑の報道があったところであり、府費の捜査旅費について、改めて徹底した調査が必要であると判断し、平成16年度執行定期監査及び平成15年度決算審査等の通常の監査に加えて、特別の体制で補充調査を実施した。

#### 2 監査対象機関

府費の捜査旅費を係で管理・運用していた京都府警察30所属60係

#### 3 監査対象

平成15年度に支出された府費の捜査旅費

#### 4 監査実施期間

平成16年7月28日から平成17年1月13日まで

#### 5 監査実施方法

府費の捜査旅費が係で管理・運用がなされていたことについて、次の視点で、支出関係証拠書類等の調査、旅費受領委任関係の調査、監査委員の聴取り調査などにより監査を実施した。

不正又は不適正な旅費の支出がなかったか。

公金として支出された後、捜査員等が旅費を受領していたのか。

#### 6 監査結果

##### (1) 捜査旅費の概要

警察本部の説明によれば、係で管理・運用されていた30所属60係850人を対象に精算払いされた捜査旅費は29,410,700円であり、そのうち交通費及び宿泊料8,278,010円については各捜査員等に交付されていたところから、日当及び旅行雑費に相当する額21,132,690円が係での管理・運用の原資となったと推定される。

本件監査の対象とした平成15年度の旅費事務の流れは、別図2のとおりである。

旅行命令がなされ、旅費が旅費受領代理人の口座に振り込まれたことにより公金としての支出は終了する。なお、各捜査員と旅費受領代理人の間で行う旅費の受領委任関係については私的な契約としての法理に従うことになる。

なお、平成16年5月以降、旅費はすべて各個人の給与振込口座に直接振込みが行われる制度に変更されたため、係での運用・管理はなくなっている。

##### (2) 捜査旅費の支出に関する調査

旅行命令、旅費支出伝票等について調査したところ、捜査旅費の支出に関して、不正又は不適正な処理と認められるものはなく、条例等に基づき算出された額が旅費受領代理人の口座に入金されていた。

##### (3) 捜査旅費の受領委任に関する調査

各捜査員等から旅費受領代理人への旅費受領に係る委任状を調査したところ、すべて各捜査員等の押印がなさ



れていた。

旅費の受領について、旅費受領代理人が管理する旅費交付簿を調査したところ、すべて各捜査員等の受領印が押印されていた。

#### (4) 捜査員等からの聴取り調査

上記の調査の結果、関係書類の上では問題は認められなかったが、具体的にどのような状況の下で、そのような行為がなされていたかについて確認するため、旅費受領代理人、係運用責任者及び捜査員から直接聴取り調査を実施した。また、併せて係での管理・運用の実態についても、聴取りを行った。

聴取り調査の対象としては、係で管理・運用していた30所属60係の中から、警察本部所属3課及び6警察署（京都市内3署、南部1署、中部1署、北部1署）の9係を抽出し、それぞれ旅費受領代理人1名、係運用責任者1名及び捜査員2名の合計36名から聴取り調査を行った。なお、警察本部所属3課の旅費受領代理人3名についての調査は、事務局で行ったものである。

聴取り調査の結果は次のとおりである。

##### ア 旅費受領代理人への委任について

各捜査員等から旅費受領代理人への旅費受領に係る委任状への押印は、捜査員等が自らの意思により行っていたと認められ、受領委任について問題は認められなかった。

##### イ 捜査旅費の受領について

捜査員等の旅費の受領に当たっては、旅費交付簿の受領印は捜査員等自らの意思によって押印していることが認められた。

交通費及び宿泊料は、精算までの期間、係プール金から立替払を行っている係では、当然支出された旅費の中から返済金に充当されているが、結果的には、すべての係において捜査員等に渡っていることが確認された。

日当及び旅行雑費に相当する額が係プール金に拠出されていることについて認識していない捜査員等はなかった。なお、一人当たりの係プール金への拠出額は、月額約2,000円であった。

##### ウ 係で管理・運用することについての同意について

係で管理・運用することについては、捜査員等の転入時に係運用責任者から説明の上同意がとられており、同意のないまま行っている係はなかった。

##### エ 係プール金の使途について

係プール金の使途は、係で若干の違いはあるが、おおむね次のとおりである。

旅費が精算されるまで間の立替金

係員が飲むインスタントコーヒー、紅茶、お茶代

職務上の情報として必要であるが、予算の制約から公費で賄えない業界紙を含む新聞代等

緊急捜査以外の出張の際に自己負担となる高速道路使用料金

職場で使用する個人所有のパソコンのプリンターのインク代（個人所有のパソコンを使用するのは、公費でパソコンが一人一台配備されていないため）

人事異動等に伴う送別会等の費用又はその一部補助

上記以外では、捜査が解決した場合の打上げ会の費用等があったが、冠婚葬祭費については、聴取りの範囲内では、係プール金からの支出は認められなかった。

##### オ 係プール金の管理方法

現金のまま管理しているところが多いが、係プール金が多い係では預金通帳による管理もあった。

収支の明細については、現金を管理している封筒にメモ書きしている程度のものが多いが、現金出納帳への記載や預金通帳にメモ書きしているところもあった。

本件監査の時点において、封筒や通帳で収支の状況が確認できたものもあるが、平成16年5月に各捜査員等の給与振込口座へ直接振り込む制度に変更されたことに伴い、係での管理・運用がなくなり、この時点で残額を精算した上、これらの証拠書類等を廃棄しているところが多かった。

##### カ 係プール金の精算方法

人事異動等に伴う係プール金の精算方法は、残額を異動前に分配してしまう場合と転出者の承諾を得て残額を繰り越す場合があった。

#### 7 結論

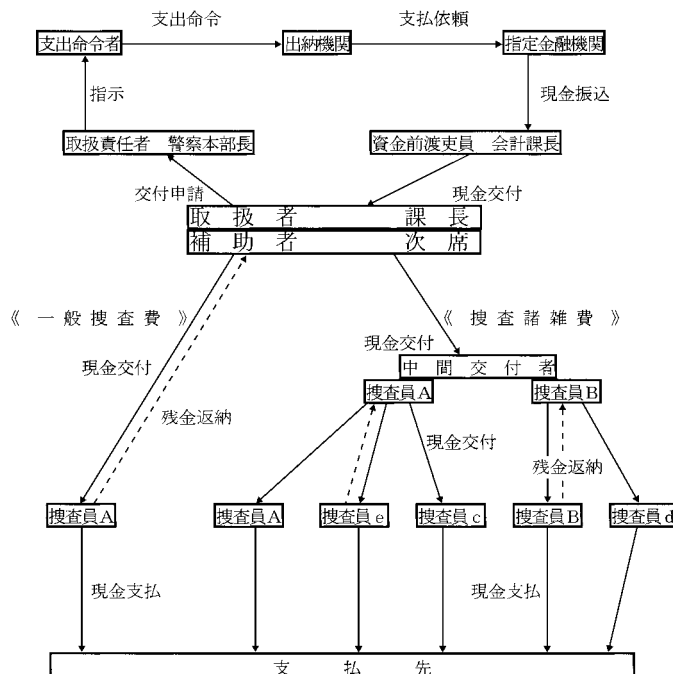
今回の監査に当たっては、捜査旅費を係で管理・運用していた点について、旅費の支出関係、受領委任関係、さらに係での管理・運用の実態についても、重点的に調査を行ったところであるが、不正又は不適正な捜査旅費の支出は認められず、また、捜査員等の旅費受領印も本人が押印していたと認められることから、捜査旅費は捜査員等が受領していたものと認められる。

また、公金には当たらないが、その係プール金の管理・運用についても、特に問題となるような点は認められな

かった。

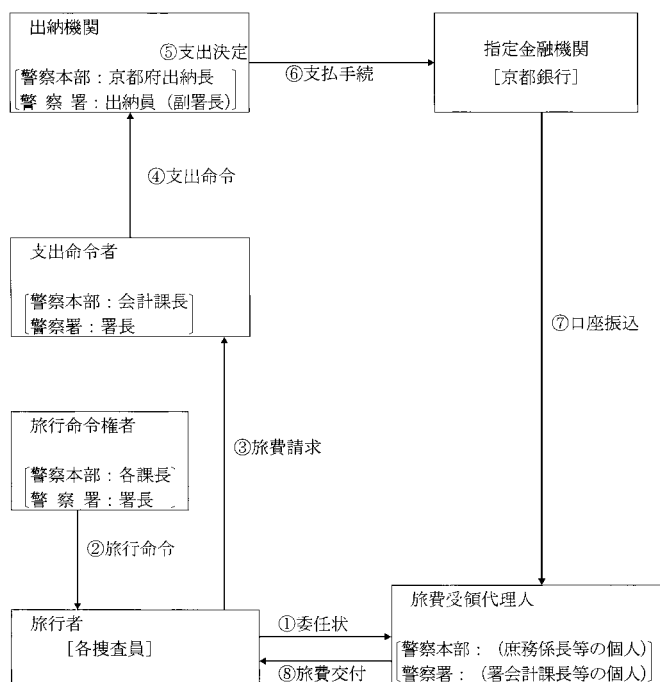
しかし、捜査旅費のうち日当及び旅行雑費に相当する額を係で管理・運用することは、既に実態的に解消されているところであるが、外観的には公私の区別があいまいになるところから、とかく疑惑を招きやすい要因となるものであり、適切さを欠いた面があったと言える。

別図 1  
捜査報償費の現金の流れ



(注) 平成14年度の警察本部の各課を例として記載している。

別図 2  
旅費の事務の流れ



注1 公金の流れ②～⑦

注2 ①及び⑧は、私的な受領委任契約